

11 罰則

違反事項	罰則
計画変更命令等に違反した場合 (法第 9 条、法第 9 条の 2、法第 17 条の 8、法第 18 条の 8、法第 18 条の 31) 改善命令等に違反した場合 (法第 14 条第 1, 3 項、法第 17 条の 11、法第 18 条の 11、法第 18 条の 34 第 2 項)	1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金 (法第 33 条)
ばい煙、指定ばい煙に係る排出基準、総量規制基準に適合しないばい煙を排出した場合 (法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項)	6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金 (法第 33 条の 2)
特定物質に関する事故時において、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置命令に違反した場合 (法第 17 条第 3 項)	
一般粉じんに関する管理基準に従うべきことの命令に違反した場合 (法第 18 条の 4) 特定粉じん排出等作業の方法に関する計画変更命令、作業基準に従うべきことの命令に違反した場合 (法第 18 条の 18、法第 18 条の 21) 緊急時において、ばい煙濃度又はばい煙量の減少等の措置命令に違反した場合 (法第 23 条第 2 項)	
過失により、ばい煙、指定ばい煙に係る排出基準、総量規制基準に適合しないばい煙を排出した場合 (法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項)	3 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金 (法第 33 条の 2 第 2 項)
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設に係る設置届出書の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 6 条第 1 項、法第 17 条の 5 第 1 項、法第 18 条の 6 第 1 項、法第 18 条の 28 第 1 項) ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設の構造等の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 8 条第 1 項、法第 17 条の 7 第 1 項、法第 18 条の 6 第 3 項、法第 18 条の 30 第 1 項) 特定粉じん排出等作業の実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 18 条の 17 第 1 項) 特定粉じん排出等作業の方法に違反した場合 (法第 18 条の 19)	3 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金 (法第 34 条)

季節による燃料の使用に関する措置に違反し、命令に従わなかったとき (法第 15 条第 2 項) 硫黄酸化物に係る指定地域において、燃料の使用基準に違反し、命令に従わなかったとき (法第 15 条の 2 第 2 項)	
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 7 条第 1 項、第 17 条の 6 第 1 項、法第 18 条の 7 第 1 項、法第 18 条の 29 第 1 項) 一般粉じん発生施設について設置、使用、構造等の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 18 条第 1、3 項、法第 18 条の 2 第 1 項) 解体等工事に係る調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 (法第 18 条の 15 第 6 項)	30 万円以下の罰金 (法第 35 条)
実施の制限の規定に違反した場合 (法第 10 条第 1 項、法第 17 条の 9、法第 18 条の 9、法第 18 条の 32)	
ばい煙量、ばい煙濃度又は水銀濃度を測定せず、又はその結果を記録せず若しくは虚偽の記録をし、これを保存していない場合 (法第 16 条、法第 18 条の 35)	
報告の徴収に応じず、若しくは虚偽の報告をした場合又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (法第 26 条第 1 項)	
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第 33 条から第 35 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	(法第 36 条)
氏名等変更、ばい煙発生施設の承継、揮発性有機化合物排出施設の承継、特定粉じん発生施設の承継、水銀排出施設の承継に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 11 条、第 12 条第 3 項、及びこれらを法第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項、法第 18 条の 36 第 2 項において準用) 災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等従業を緊急に行う場合の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 18 条の 17 第 2 項)	10 万円以下の過料 (法第 37 条)